

—目 次—

市長への要請

はじめに	1
活動の経緯	3
第 I 部 自死に至るまでの事実	5
第 1 章 事実経過	5
1 節 背景となる事実	5
1 本件中学校	
(1) 本件中学校の概要	
(2) 担任に対する生徒、教員の見方	
(3) 2年●組の状況	
ア 当該クラスの概要	
イ 学級日誌にみる当該クラスの変化	
2 当事者グループ	
(1) 亡くなった生徒Aについて	
(2) 加害をしたとされる生徒Bについて	
(3) 加害をしたとされる生徒Cについて	
(4) 加害をしたとされる生徒Dについて	
(5) その他の生徒	
(6) 一学期後半から夏休みまでのAの行動について	
2 節 Aに対する行為について	11
1 9月上旬	
2 9月中旬	
3 文化祭(9月28日開催)前	
4 文化祭当日(9月28日)	
5 体育大会当日(9月29日)	
6 9月下旬(文化祭・体育大会の前後も含めて)から10月上旬	
7 10月3日, 10月4日	
8 10月3日から10月5日頃	
9 10月5日	
10 10月6日	
11 10月6日か10月7日の中間試験の時	

12	10月7日	
13	10月8日	
14	10月9日	
15	10月10日	
16	10月11日	
17	その他	
3節	個別事項についての検討	27
1	自殺の練習と葬式ごっこ	
(1)	自殺の練習について	
(2)	葬式ごっこについて	
2	万引きと金員の強要	
(1)	万引きの強要について	
(2)	金員交付の強要について	
3	自死前日(10月10日)夜のAからCに電話があったか否かについて	
4	10月11日の朝のC, Dの行為について	
4節	Aに家庭問題(特に虐待)があったのか	31
1	学校及び市教育委員会が指摘した家庭問題	
2	調査によって明らかになった家庭の状況	
3	市教育委員会が作成した「家庭内の状況に関わる聴き取り状況」	
4	虐待行為の有無について	
5	その他の家庭問題について	
(1)	Aの	
(2)	Aが	
(3)	Aの	
(4)		
(5)	結論	
第2章	事実の考察	47
1節	本委員会のいじめの定義	47
2節	いじめの認定	48
1	認定の要件	
2	具体的当てはめ	
(1)	一定の人間関係のある者(当該生徒の関係性)	
ア	グループ内のつながり	
イ	AとB, C, D, E, Fの力関係について	

- (1) 担任について
- (2) 2学年の担当教員について
- (3) 校長について

2節 問題点の指摘・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

- 1 教員によるいじめ認知の遅れ
 - (1) 生かせなかった生徒からの訴え
 - (2) 教員のいじめ理解の不十分
- 2 実現しなかった教員間における情報の共有化
 - (1) 共有できなかった情報
 - (2) 集約会議で生かされなかった声
 - ア 教員間の情報交換の問題
 - イ 校長への報告の問題
 - ウ 校長自身の連絡を受ける姿勢
- 3 情報の共有化の基礎としてのチームワークの不足（教員間の風通しの悪さ）
- 4 生かせなかった副担任制度
- 5 学級運営上の問題点
- 6 いじめ対応と学校・教員の評価
- 7 いじめ防止教育（道徳教育）の限界
- 8 校長等の管理職の役割
- 9 大規模校が孕む問題点
- 10 実現しなかった教員と保護者との情報共有
- 11 教員の多忙
- 12 講師身分の固定化
- 13 まとめ

第Ⅱ部 事後対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

第1章 事実経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

- 1節 学校の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- 2節 市教育委員会の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128

第2章 問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151

- 1節 学校の事後対応の問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
 - 1 事実究明の不徹底
 - 2 教員間の教訓の共有化の不存在
 - 3 事態沈静化の重視
 - 4 いじめ加害者への対応

5	スクールカウンセラーのあり方	
6	学校のあり方	
2節	市教育委員会の事後対応の問題点	155
1	平時における危機管理体制整備の欠如	
2	市教育委員会の主体性，指導力の無さ	
3	学校任せの事実解明（いじめの有無，自死との関係）	
4	市教育委員会から県教育委員会，県教育委員会から文部科学省への報告の遅れ，及び内容の杜撰さ	
5	市教育委員会の委員の問題	
3節	事件当事者としての学校・市教育委員会共通の問題点	157
1	初期対応の拙さ	
2	事実調査より法的対応を意識した対応を取ったこと	
3	調査の打ち切りが早いこと	
4	事態への対応に主体性がないこと	
5	自死の原因を家庭問題へ逃げたこと一組織防衛に走ったこと	
6	学校，市教育委員会が自らの手で事実関係の解明をし，それを生徒，保護者に返すという意識に欠けていること	
7	地域関係者との連携の不備	
8	調査の透明性を確保する必要性	
9	報道に対する対応のまずさ	
10	課題としての遺族への対応	
第3章	その他の問題点	163
1	マスコミの倫理	
(1)	センセーショナルな報道合戦	
(2)		
(3)	求められる真摯な報道姿勢	
2	思春期の子どもの心性	
3	専門家の役割	
(1)	スクールカウンセラーの役割	
(2)	弁護士の役割	
4	文部科学省のいじめに関するデータの不十分一埋もれてしまった「いじめ」	
5	過去における検証の不十分	
6	保護者会（PTA）の自主性の欠如	
7	本委員会のあり方に関する問題点	

第Ⅲ部 提言	173
はじめに	173
第1章 教員への提言	174
1 教員とは何か	
2 教員の感性	
3 いじめ認識, 研修	
4 チームワーク	
(1) 一人で悩むことのない職場づくり	
(2) 教職員間の意思疎通, 情報の共有の大切さ	
(3) 教員間の経験の交流—実践を通じた同僚性の形成を	
(4) 副担任の役割	
5 「多忙」から「充実感」, 「やりがい」のある仕事へ	
第2章 学校への提言	181
1 学校とは何か	
2 仕事の「選択と集中」による教員の多忙の改善	
3 教育相談	
(1) 教育相談の機会	
(2) 思春期特性(心性)を理解する	
ア 思春期の子どもは発達過程に居ることを理解する	
イ メリハリの利いた対応に心掛け, 本音で話す	
ウ 友人関係の変化に注視する(気づく)	
エ 様々な課題に挑戦し, 成就感を得させることが大切	
4 生徒の学校参加	
(1) 学級集団づくり	
(2) 生徒会活動	
5 地域の学校参加	
6 いじめをおこさないヒドゥンカリキュラム(学校の理念・伝統・文化)を!	
第3章 教育委員会への提言	191
1 教育委員会のあり方	
(1) 教育委員会制度はどうあるべきか	
(2) 教育委員会事務局としての学校支援の在り方	
2 教員政策の問題点—市や県の問題	
3 学校規模の適正化	
4 教員の多忙の解消	

5 全教員研修

第4章 スクールカウンセラーの運用の在り方・・・・・・・・・・ 197

第5章 危機対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199

1 学校の危機対応

- (1) 危機管理
- (2) 危機の分類
- (3) 危機対応の基本

2 教育委員会の危機対応

3 学校，教育委員会共通の危機対応

- (1) 平時の体制作り
- (2) 生徒へのケア
- (3) まとめ

4 当事者へのケア

- (1) いじめられた子どものケア—生存事案
- (2) 加害者のケア
- (3) 事故後に自責の念に苦しむ子どものこころのケアと教育
- (4) 被害者，被害者遺族
 - ア 事実を知る権利
 - イ 常識となっている被害者遺族の知る権利

第6章 将来に向けての課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 211

1 学校内外に生徒がシグナルを発しやすい法制度の構築

—二重三重の救済システムの整備に向けて

- (1) 教員以外の専門的スタッフの必要性
- (2) 弁護士の活用（スクールロイヤーの制度化）
- (3) オンブズマン等の第三者機関

2 いじめと司法

- (1) いじめられた側と司法
- (2) いじめたとされる側と司法
- (3) まとめ

3 事後の事実解明—第三者委員会の在り方

4 メディアの倫理の在り方—いじめとマスコミ

- (1) マスコミの使命
- (2) 若手記者の皆さんへ

本件中学校の保護者の皆さんへ	221
生徒の皆さんへ	222
最後に—成果と限界	224
委員・調査員名簿	226
資料	227